

# 平成29年度 八戸市立新井田小学校いじめ防止基本方針

## 1 はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「八戸市立新井田小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

次に、本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

○学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。

○児童、教職員の人権感覚を高めます。

○児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。

○いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、問題を早期に解決します。

○いじめ未然防止の啓発を図るため、保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

## 2 「いじめ」とは（「いじめ防止対策推進法」第2条を参照して）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものを指す。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

## 3 いじめを未然に防止するために

＜児童に対して＞

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかげがえのない存在であるといった命の大切さを、道徳の時間や学級活動の時間を通して育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう、全教育活動を通じて指導する。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生・保護者や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも併せて指導する。

＜教員に対して＞

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童の自己実現を図れるような、「わかった、できた、身に付いた」が実感できる授業づくりに努める。
- ・思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもつことを、様々な活動を通して児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気づくように日々の観察を行い、鋭敏な感覚をもつように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。
- ・自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職や生徒指導主任への報告、学年や同僚への協力を求める意識をもつ。

#### <学校全体として>

- 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- 配慮を必要とする児童や生活面において気になる児童について、職員会議で情報交換することで共通理解を図ると共に、全職員でいじめ未然防止のために役立てる。
- いじめに関するアンケートを年3回（6月、11月、2月）実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。必要に応じて個人面談を行う。
- 11月に教育相談月間を設け、一人一人と面談することでいじめの未然防止につなげる共に、児童理解を深める。
- 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- 校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと、「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- 児童会として、「いじめ問題」に関する取り組み（学級での話し合いやいじめ対話集会の報告と「いじめ根絶宣言」の唱和、児童集会で議題として取り上げる等）を行う。
- いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

#### <保護者・地域に対して>

- 児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、参観日、学校日より、地域学校連絡協議会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

#### 4 「いじめ」の早期発見・早期対応について

##### <早期発見に向けて・・・「教職員は高いアンテナを張って、変化に気づく」>

- 児童の様子を担当はじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- 様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声がけを行い、児童に安心感をもたせる。
- アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活の悩みの把握に努め、共に解決していきうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

##### <相談ができる・・・「誰にでも」「いつでも」>

- いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでもいつでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって対応し、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- いじめられている児童が、存在感や希望を感じられるような励ましを行う。
- いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、生徒指導部を通して校内での情報を共有するようにする。

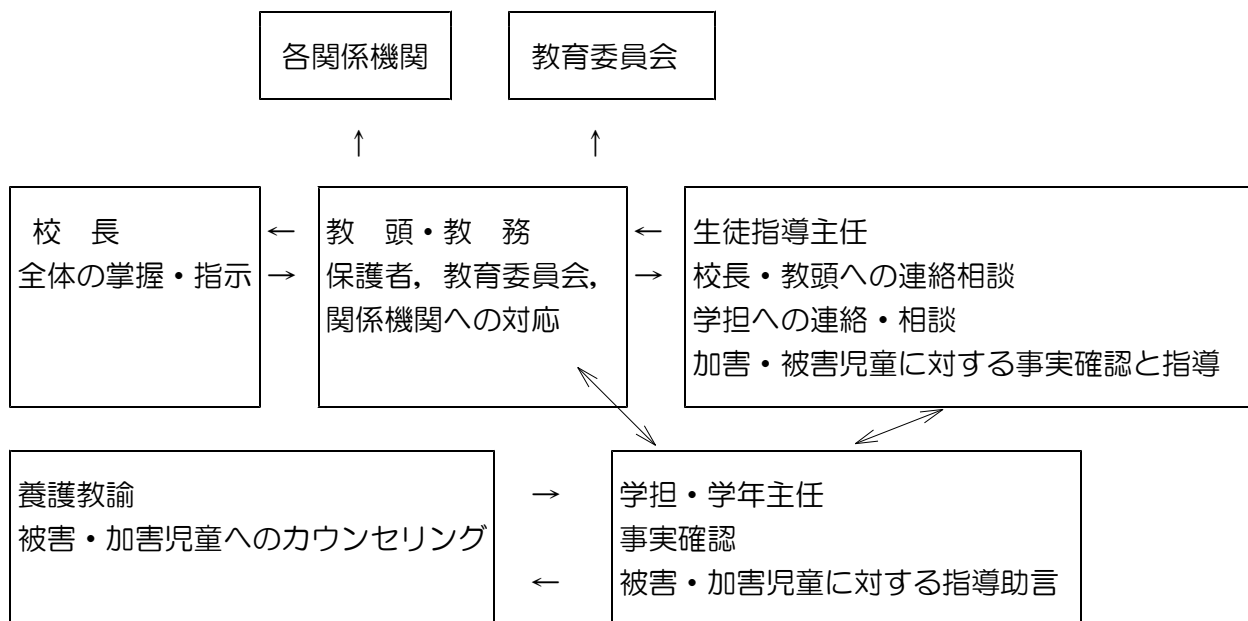
##### <早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」>

- 教員が気付いた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。特に、重大な事態の疑いがあった場合には、「いじめ対策委員会」を設置し、関係諸団体と連携を図りながら対応に当たる。
- 被害児童に対して心のケアを行うと共に、その保護者に対してこれまでの経緯と今後の指導について説明する。
- 加害児童に対して、今後いじめが起きないように適切に指導を行う。また、その児童の保護者と連絡を取り合い、学校での指導や家庭での対応について話し合い、実践していく。

5 校内体制について

- 生徒指導部に、いじめ防止の係を位置づける
- 役割として、本校におけるいじめ防止等の取り組みに関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。
- 「いじめ対策委員会」は校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、関係学年主任、学級担任で組織する。
- いじめの相談があった場合には、当該学年主任、担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議を行う。なお、いじめに関する情報については、個人情報の取り扱いに配慮しながら、教職員が共有するようにする。

<いじめ対策委員会>



- いじめの相談があった場合には、当該学年主任、担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議を行う。なお、いじめに関する情報については、個人情報の取り扱いに配慮しながら、教職員が共有するようにする。
- 学校評価においては、教職員による反省（前、後期）、PTA役員会等による評価（適宜）、保護者アンケート（年1回）、地域学校連絡協議会による評価等を基に、基本方針や対応を見直し、教育課程編成会議で検討する。

6 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- いじめの事実を確認した場合の八戸市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に則して、八戸市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。
- 地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを勧めることを願います。